

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）
～会議の公開・市民公募委員の選任について～

①京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務受託者選定委員会（部会）（第1回会議：令和2年11月）産業観光局 中央卸売市場第一市場		
懇談会	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない
<p><目的></p> <p>本市場の施設整備における青果棟整備に係る基本設計の契約を十分な知識と経験をもった設計業者と行うため、公募型プロポーザル方式により、受託者を選定するため設置する。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議・検討・協議情報に該当するため</p>	<p>本部会は、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき、青果棟整備基本設計の受託事業者を選定することを目的としている。基本設計を行うに当たり、工事期間中の市場運営への影響を最大限に抑える提案や第一市場が目指すコンセプトや方向性を遵守しつつも、先進的な食品流通拠点にふさわしい新たな付加価値提案ができる事業者を選定する必要があることから、委員は従前より京都のまちづくりに関わられてきた建築士や食品衛生を専門とする大学教授等各分野の専門家を選任している。</p> <p>再整備を踏まえ、京都市場のあり方を検討していく上では、前述の専門知識に加え、現在の京都市場の状況、市場の運営や整備に関する経験など総合的な見地が必要とされることから、市民公募委員の選任は難しい。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開であるが、非公開部分では法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例」第7条第5号に当てはまる。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、食品衛生、建築などの専門知識に加え、現在の市場の状況や整備の経験など総合的な知見を持つ各分野の専門家に、青果棟整備に係る基本設計の受託事業者を選定することが主な目的であり、特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	